

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもの利用料(保育料)が無償化されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもも対象となります。

▶ 食材料費(給食費)、行事参加費、通園送迎費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する方

【対象者・利用料】

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子どもの利用料(保育料)が無償化されます。

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- 幼稚園と認定こども園の教育部分については、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化の対象となります。

0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料(保育料)が無償化されます。

※ 現行の潮来市多子軽減の制度を継続し、小学校3年生までの範囲に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子とカウントし、0歳から2歳の第2子は半額、第3子以降は無償となります。

預かり保育を利用する方

【対象者・利用料】

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所などの利用と同等の要件)があります。

幼稚園や認定こども園の教育部分の利用に加え、1日450円まで(利用日数に応じて最大月額1万1,300円まで)の範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設などを利用する方

【対象者・利用料】

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
- 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

3歳から5歳までの子どもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもは月額4万2,000円までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も同様に無償化の対象となります。

- 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育などを指します。